

規制の事前評価書

1 規制の名称

外国において重要な公的地位を有する者及びこれらの者であった者並びにこれらの者の家族（以下「外国PEPs」という。）との取引等の際の厳格な顧客管理の実施についての規定の整備

2 担当部局

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課犯罪収益移転防止対策室

3 評価実施時期及び分析対象期間

(1) 評価実施時期

平成27年6月

(2) 分析対象期間

平成25年4月から規制の新設に係る条項の施行の1年後までの間

4 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制の目的及び必要性

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯収法」という。）第4条においては、特定事業者（弁護士等を除く。以下同じ。）は、特定取引等の際して取引時確認を行わなければならないこととされている。また、同条第2項においては、通常の見込み確認に加えて、資産及び収入の状況の確認等（以下「厳格な顧客管理」という。）を行わなければならない取引が定められており、現在は厳格な顧客管理の対象となる取引として、その取引に関連する他の取引の際に行われた取引時確認においてなりすまし・偽りを行っていた疑いのある顧客等との取引、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域として政令で定めるものに居住し又は所在する顧客等との間における取引等が規定されている。

ところで、一般に、公的に高位の職位にある者については、社会的地位に基づき高い信用を保持しているため、犯罪による収益の移転を行っていることが察知されづらくなることや捜査機関の捜査が慎重になることが期待され、その者の名義が悪用される危険がある。また、犯罪による収益の移転を企図する者が、高位の職にある者に本人の承諾を得ずになりすます場合もあれば、見返りとしての金銭を授与するなどして、犯罪による収益の移転計画に高位の職にある者を巻き込む場合もあると考えられる。

また、FATF（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）による第3次対日相互審査においては、「法律若しくは規則又は他の強制力を伴う手段により、金融機関に対し、顧客がPEP（Politically Exposed Person：外国における重要な公的地位を有する者）であるか否かを判断することが義務付けられていない。」、「金

融機関は、PEPとの取引に伴い増加するリスクを最小限にするための具体的な措置（上級管理者の承認を求めること、財産の源泉を立証すること、厳格な継続的監視を行うこと）を講じることを求められていない。」との指摘を受けるなど、マネー・ローンダリング対策等について各国が遵守すべき国際基準であるFATF勧告への対応に不備があると指摘されている。加えて、平成26年6月には、FATFから、我が国を名指しして、マネー・ローンダリング対策等の不備に迅速に対応することを促す声明が公表された。このまま指摘事項に対応することができなければ、我が国がマネー・ローンダリング対策等に関するハイリスク国として公表され、我が国の金融機関の海外取引に支障が生じる可能性も考えられる。

そのため、特定事業者が厳格な顧客管理を行う取引として、外国PEPsとの特定取引等を追加する必要がある。

(2) 規制の内容

特定事業者は、外国PEPsとの取引又は外国PEPsが実質的支配者である顧客等との取引の際に、厳格な顧客管理を行わなければならないこととする。

5 法令の名称・関連条項とその内容

犯収法第4条（取引時確認等）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号）第12条（厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引等）

6 想定される代替案

特定事業者に、外国PEPsとの取引等の際して、厳格な顧客管理を行うよう努めなければならないという努力義務を課すこととする。

7 規制の費用

(1) 遵守費用

現在の銀行実務においては、外国PEPsとの取引であっても、通常の顧客管理が行われているため、改正案を前提とした場合、厳格な顧客管理を行うための費用が発生する。

代替案を前提とした場合も、厳格な顧客管理を行うこととする特定事業者には、改正案を前提とした場合とほぼ同程度の費用が発生する。

(2) 行政費用

改正案を前提とした場合、各特定事業者を所管する行政庁（以下「所管行政庁」という。）が、特定事業者による新たに課せられた義務の履行を確保するため、必要な限度で報告徴収、指導、是正命令等の措置を行う費用が発生する。

また、国家公安委員会は、特定事業者がその業務に関して犯収法の規定に違反していると認めるときは、所管行政庁に対し、当該特定事業者に対し是正命令等の処分を行うべき旨の意見を述べることができ、またそれに必要な限度において警察に対して調査の指示をしたり、当該特定事業者に対して報告等を求めたりすることができることとされており、これらの措置を行った場合、当該措置を行う費用が発生する。

特定事業者に対する上記の各措置がどの程度必要となるかについては、特定事業者による取引時確認の義務の履行状況等次第であるため現時点では定かでない。しかし、

平成26年中、国家公安委員会・警察庁は、特定事業者による取引時確認の義務の履行を確保するため、9 特定事業者に対する10件の報告徴収を行ったほか、都道府県警察に対する5件の調査指示及び所管行政庁に対する11件の意見陳述を行い、これらを受け、所管行政庁は、同年中、特定事業者に対して3件の是正命令を発しているものの、これらの対象となった特定事業者は、郵便物受取サービス業者及び電話転送サービス事業者に限られており、本改正の施行後の各措置の件数等がこれと同水準にとどまるならば、発生する行政費用は現在と同程度と見込まれる。

【国家公安委員会・警察庁による報告徴収等の実施状況】

	平成25年	平成26年
報告徴収実施件数	11	10
都道府県警察に対する調査の指示件数	1	5
所管行政庁に対する意見陳述の実施件数	10	11

平成26年版「犯罪収益移転防止に関する年次報告書」による。

また、代替案を前提とした場合には、所管行政庁が、各特定事業者に対し、外国PEPsとの取引等に際し厳格な顧客管理措置を行うよう行政上の指導を行う費用が発生するものの、改正案を前提とした場合と同程度と見込まれる。

(3) その他の社会的費用

改正案を前提とした場合、特定事業者は、外国PEPsとの取引等に際し、厳格な顧客管理を行わなければならないこととなるが、改正案は、許認可制度のような事業者の数を直接又は間接に制限するものではなく、また、価格統制や販売方法等の制限のような事業者の競争手段を制限するものにも該当しない。加えて、事業者が提供する財・サービスの価格や生産費用等の情報を他の事業者に明らかにさせる規制のような、事業者の競争意欲を減少させるようなものにも当たらない。したがって、その他の社会的費用は発生しない。

代替案を前提とした場合も、同様である。

8 規制の便益

改正案を前提とした場合、外国PEPsに対して厳格な顧客管理が行われることにより、外国において重要な公的地位を占める者の名義を利用したマネー・ローンダリング事案の発生が抑制されるとともに、これらの犯罪が行われた場合における資金トレースが可能となり、当該犯罪の実態解明や検挙に資する仕組みの構築、犯罪による収益の没収、追徴等を通じた被害回復、ひいては健全な経済活動の維持・発達に寄与する。また、国際基準であるFATF勧告に対応することで、マネー・ローンダリング対策等に関する国際的責務を果たすとともに、我が国の金融機関等の国際社会における信用が高まる。

これに対し、代替案を前提とした場合、外国PEPsとの取引等に際して、厳格な顧客管理を行うことは努力義務となり、必ずしも一律に厳格な顧客管理が行われることが確保できないことから、特定事業者による取組状況に差が生じ、その結果として、犯罪による収益の移転を敢行しようとする者によって、厳格な顧客管理の実施が相対的に不十分な特定事業者が抜け穴として悪用されるおそれがあり、改正案と同程度の便益は期待できない。また、国際基準であるFATF勧告に対応することができず、国際的責務を果たすことができないこととなるほか、我が国の金融機関等の国際社会における信用を失墜させる事態に至りかねない。

9 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

改正案の費用と便益を比較すると、特定事業者は、外国PEPsとの取引等に際し、厳格な顧客管理を行うために必要な費用を負担することとなり、また外国PEPsに該当する者にとっても、従来と比較すると同特定事業者との一定の取引に若干の時間を要するようになることが想定されるが、適正に厳格な顧客管理措置が講じられることにより犯罪による収益の没収、追徴等を通じた被害回復が促進されるなど、費用以上の便益があるものと評価することができる。

また、改正案と代替案を比較すると、遵守費用及び行政費用は共に大差がないものの、便益の点では、代替案によったのでは、努力義務の履行が相対的に不十分な特定事業者が抜け穴として悪用され、改正案と同程度の便益は期待できない。したがって、代替案よりも改正案を選択することが妥当であると評価することができる。

10 有識者の見解その他の関連事項

平成25年6月以降計5回にわたり、「マネー・ローンダリング対策等に関する懇談会」（座長：安富潔慶應義塾大学名誉教授）において、顧客管理に関するFATF勧告の水準を達成するために我が国としていかなる制度改正を行うべきかとの観点から議論が行われ、26年7月に報告書が取りまとめられた。

同報告書においては、外国PEPsがマネー・ローンダリング等の犯罪に巻き込まれる潜在的なおそれの高さを指摘し、FATFの指摘に従い、外国PEPsに関する規定の整備を行うことが必要であるとされている。

11 レビューを行う時期又は条件

改正政令の施行後、特定事業者からの疑わしい取引の届出の状況等を勘案し、本規制によってもなお犯罪収益の移転防止が困難な情勢に至った場合等必要と認められる時期にレビューを行う。